改正

平成21年12月1日教育委員会要綱第31号 平成24年6月20日教育委員会要綱第7号 平成28年3月31日教育委員会要綱第14号

(目的)

第1条 この要綱は、通学時の児童の安全を確保するため、防犯ブザーを貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

- **第2条** 防犯ブザーの貸与を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童の保護者とする。
 - (1) 立川市立学校設置条例(昭和38年立川市条例第66号)別表に定める立川市立小学校に在籍する児童
 - (2) 東京都立立川ろう学校小学部に在籍する児童
 - (3) 学校法人東京朝鮮学園西東京朝鮮第一初中級学校の初級部に在籍する児童
 - (4) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、かつ、市外の小学校、義務教育学校及び特別支援学校に在籍する児童
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、立川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と 認めた者

(貸与の申請)

第3条 防犯ブザーの貸与を希望する保護者は、防犯ブザー貸与申込書(別記様式)を<u>教育委員会</u>に提出するものとする。ただし、前条第1号から第3号までに規定する対象者にあっては、校長が対象者数を教育委員会に報告することにより、貸与の申請をしたものとみなす。

(貸与の決定)

- **第4条** 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、適当と 認めた場合は、速やかに防犯ブザーを貸与するものとする。
- 2 前項の規定による貸与は、校長を経由して行うことができる。

(貸与の期間、個数等)

- 第5条 防犯ブザーの貸与の期間、個数等については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 貸与の期間(以下「貸与期間」という。)は、卒業までとする。
 - (2) 貸与する個数は、一人1個とする。
 - (3) 貸与については、無料とする。ただし、貸与期間中の消耗品等の交換にかかる費用については、保護者の負担とする。
 - (4) 貸与を受けている防犯ブザー(以下「貸与品」という。)の破損、紛失等にかかる修繕等の費用については、保護者は、その弁償の責めを負わない。この場合において、教育委員会は、 防犯ブザーの新たな貸与は行わない。
 - (5) 貸与品の貸与期間が満了したときは、当該貸与品は、貸与を受けている保護者(以下「被貸与者」という。)に支給する。

(返却)

- 第6条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与品を速やかに返却するものとする。この場合において、第2条第1号から第3号までに規定する対象者については、校長を経由して返却することができる。
 - (1) 児童が在籍校から転出するとき。ただし、立川市立小学校間で転校する場合は、返却せず継続して使用するものとする。
 - (2) 貸与品を必要としなくなったとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育委員会事務局教育 部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に限り、第2条の規定にかかわらず、立川市立中学校第2学年・都立立川ろう学校中学部第2学年・西東京朝鮮第一初中級学校中級部第2学年及び市内に住民登録をし現に居住し、市外の中学校第2学年に在籍する生徒にも貸与する。この場合において、第1条の規定の適用については、同条中「児童」とあるのは「児童及び生徒」とし、第2条の規定の適用については、同条中「児童」とあるのは「児童及び生徒」とし、第3条の規定の適用については、同条第2号中「児童」とあるのは「児童及び生徒」とし、第6条の規定については、同条第1号中「児童」とあるのは「児童及び生徒」とし、第6条の規定については、同条第1号中「児童」とあるのは「児童及び生徒」と、「立川市立小学校間」とあるのは、「立川市立小学校間及び中

学校間」とする。

附 則(平成21年12月1日教育委員会要綱第31号)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日教育委員会要綱第7号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日教育委員会要綱第14号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。